

(電子メール施行)
感 第 2 3 9 8 号
令和4年3月28日

事業所各位

兵庫県健康福祉部感染症等対策室
感染症対策課長

令和4年度社会福祉施設等におけるPCR等検査の
実施について（通知）

平素は、本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記のことについて、令和4年9月末まで、下記のとおり実施（延長）することになりましたのでお知らせします。
なお、手続きについては、従来どおり、簡易申請システムからお申し込み願います。

記

1 検査の概要

| | | |
|------|--|------------------------------|
| 対象施設 | (1)介護施設等 （介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅） (2)短期入所系介護サービス事業所 （短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所） (3)多機能型介護サービス事業所 （小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※宿泊サービスに限る） (4)障害福祉サービス施設・事業所 （障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所、宿泊型自立訓練） | 政令市及び中核市を除く兵庫県の地域に所在する左記の施設等 |
| 対象者 | (1)新規入所（入居）予定者 ※短期入所利用者及び宿泊サービス利用者を含む (2)新規採用予定職員 | |

| | |
|-------|---|
| 開始時期 | (1) 令和4年4月18日から開始 ※申し込みは4/11から可能 令和4年9月30日までの原則、毎月曜日に検体を回収。 詳細は、別添「 <u>検体回収予定日等一覧</u> 」参照。 |
| 検査方法等 | (1) 新型コロナウイルス核酸増幅検査（PCR法） (2) 唾液検体（唾液が採取しにくい場合、鼻腔による検体も可。） 原則、対象者本人が採取できること。（家族による採取も可） (3) 別紙①検査スケジュール参照 (4) 別紙②～⑦参照 |
| 費用 | 検査に係る費用は無料 |

別添②「社会福祉施設等におけるPCR等検査方法の概要」参照

2 様式

- (1) 社会福祉施設等におけるPCR等検査 問診票
- (2) PCR等対象者名簿【簡易申請システム】

3 申込

本県の簡易申請システムに入力し、申し込みをお願いいたします。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=TMAHO>
(Ctrlキーを押しながらクリックするとページが立ち上がります。)

4 その他

- (1) 更新情報は、次の県ホームページを参照願います。
「社会福祉施設等における新規利用者及び職員へのPCR等検査について」
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tma.html>
- (2) 申し込みに必要な様式は、ホームページをご活用願います。
- (3) 嘱託医等が配置されている施設におかれましては、別添③「令和4年度社会福祉施設等におけるPCR等検査の実施について（お願い）」文書を当該医師にお渡しください。
- (4) 主な変更点としては、TMA検査⇒PCR検査とした。
- (5) 検査方法の変更に伴い、検体採取は、原則、回収当日又は前日の採取とする。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 兵庫県健康福祉部感染症等対策室 感染症対策課感染症班 小林 | |
| TEL | 078-341-7711（代表）3286（内線） 078-362-3213（直通） |
| E-mail | kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp |